

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認保兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	28 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から53年9月まで

ねんきん特別便を見ると、20歳になって国民年金に加入してからの記録が未納となっているが、私は、当時に勤務していた会社に年金制度がなかったため、老後に備えて国民年金に加入した。加入してから1度も払ってないとは考えられず、現在の年金記録に納得できないので第三者委員会へ申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年3月から同年9月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格記録から、同年3月に払い出されたものと推認できる上、A市の被保険者名簿によると、申立人は、同年3月9日に付加保険料の納付申出を行っていることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間を通して職業及び住所に変更は無く、国民年金の加入手続に併せて付加保険料の納付申出も行いながら、当該期間のみ国民年金保険料を納付しない事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間について、付加保険料を含めて納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立人は、20歳の誕生日の前日に国民年金の加入手続を行い、以降の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年3月から53年2月までについて、申立人が、上記加入手続を行った時点で、当該期間のうち一部は既に時

効により納付できない期間であり、51年1月から53年2月までは、過年度保険料を含めて納付することは可能であるが、申立人から遡って国民年金保険料を納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、昭和47年3月以降の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和47年3月30日」と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、その日が、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年3月まで

私は昭和46年1月\*日に結婚し、結婚後、亡くなった義母から、私の国民年金保険料を20歳まで遡って納付しておいたと聞いていたので、申立期間の保険料は納付済みであると思っていた。

また、結婚前に実母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたかもしれないので、併せて調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60歳になるまでの国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻前である昭和45年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人の両親及び兄弟についても申立期間を含め保険料の未納は確認できないことから、申立人の両親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立人の昭和45年度の国民年金保険料は、婚姻後の昭和46年3月24日に納付されていることが申立人の国民年金手帳により確認でき、この納付に併せて、申立期間の保険料を申立人の義母が過年度納付することも可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、中学生の頃に身体が不自由になったことから、20歳を過ぎてから、両親の勧めにより、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、両親が経営するA店を手伝っていた給料の中から、毎月、郵便局で納付していたが、年金受給額を増額したいため国民年金基金にも加入し、災害後は年一括払いで納付している。また、加入当初は、何度かまとめて納付した覚えがあり領収証書は捨ててしまったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、平成6年11月以降は国民年金基金に加入しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認されることから、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、申立人は、申立期間前の61年8月から62年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料についても過年度納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、昭和60年3月にA県B市からC県D市に転居したが、国民年金に加入した51年以降、一度も滞納すること無く保険料を市役所または郵便局で納付したので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月8日に国民年金に任意加入した際、付加保険料の納付申出も行っている上、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は、付加保険料を含めて現年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間についても、付加保険料を含めて保険料を納付していたものと考えて不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年12月まで

私は、国民年金は義務であると思い、昭和46年11月にA市で加入手続きを行い、申立期間当時の付加保険料を含む国民年金保険料を郵便局又は銀行で定期的に納付していたと思うが、領収証書を受け取った記憶は無い。

私の昭和49年度の納付記録が平成21年まで未納と記録されていたこともあり、申立期間以外は、確実に保険料を納付しているので、申立期間について未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立期間当時、記録上、納付済みと納付済みの間の期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係るB市の国民年金収滞納一覧表を見ると、申立期間を含む昭和61年度の国民年金保険料について、付加保険料を含む納付書作成が行われていることが確認できる上、申立期間直後に納付した昭和62年1月から平成元年2月までの付加保険料を含む保険料が、厚生年金保険料との重複納付を理由として還付されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月

昭和50年頃に国民年金に加入してから集金人が自宅に国民年金保険料の集金に来ており、現金を渡して「国民年金納付状況」という手書きの紙に押印してもらい、転居するまで同様に納めていた。

昭和54年度の「国民年金納付状況」には、10月8日付けで領収印が押されているのに未納となっているのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和49年6月に国民年金に任意加入して以降、申立期間の直前である54年9月までの国民年金保険料を全て納付している上、申立人が所持する「昭和54年度 国民年金納付状況」の10月欄には、「10月8日」付けの領収印があり、納付組織による集金が行われていたことがうかがえ、A市においても、申立人が居住していた地域では、納付組織による保険料収納が行われていたとしていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和25年6月11日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から25年6月11日まで

私は、昭和22年9月1日からA社に勤務し、C丸等に乗船した。船員手帳の記録によると、25年6月10日までは乗船勤務していた。それにもかかわらず、船員保険の資格喪失日が24年10月1日になっている。調査の上、年金記録を回復してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、申立人は、昭和24年4月1日にA社所有のC丸に雇入れされ、25年5月1日に雇い止めとなり、その後、同月27日に同社所有のD丸に雇入れされ、同年6月10日に雇止めとなっていることが確認できるところ、D丸での雇い止めについて申立人は、「病気を患って乗船勤務が辛くなったので下船させてもらった。下船後は医院で治療を受けた後、E市の実家に戻った。」と供述している。

一方、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和22年9月1日にF事業所において資格を取得し、24年8月1日に標準報酬月額が変更されている記載が確認できるものの、資格喪失日に係る記載は無い。

また、申立人のA社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和24年9月30日に資格を取得していることが確認できるものの、資格喪失日に係る記載は無いところ、申立人のオンライン記録は、22年9月1日資格取得、24年10月1日資格喪失となっていることが確認できるが、これについて日本

年金機構記録管理部記録業務グループ船員保険記録業務担当は、「被保険者名簿に取得日のみが記載され、資格喪失日が記載されていない場合は、暫定措置として、取得日の翌月 1 日を喪失日として処理している。喪失日を変更すべき新たな事実が判明した場合には見直しをする。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における被保険者記録が適正に管理されていたものとは考え難く、申立人の同社における船員保険被保険者資格の喪失日は昭和 25 年 6 月 11 日であると認められる。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 24 年 9 月の船員保険被保険者名簿の記載から 5,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年7月から14年9月までを44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から14年12月31日まで

私は、専門店「A」で現場責任者として勤務していたが、同店は経営難に陥ったため、平成12年5月から経営者がB事業所に変更となった。

私が保管する給与明細書によると、申立期間に係る報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額である30万円よりも高い44万円である上、それに見合う保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書により、申立期間のうち、平成12年7月から14年9月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人は、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る平成12年7月から14年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年6月の標準報酬月額については、給与明細書に記載された報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成12年5月、14年10月及び同年11月の標準報酬月額については、給与明細書が確認できない上、B事業所の元事業主及び現在の事業主は、「上記期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、上記期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成12年5月、14年10月及び同年11月については、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年4月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は19年2月5日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月7日から19年2月頃まで

亡き夫のねんきん定期便を見た子供が、「父親は、戦時中にA社にいたのではないか。」と言うので、年金事務所に照会したところ、A社B事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、夫の記録と思われる加入記録（被保険者資格取得日：昭和17年4月7日）が見つかった。

一方で、夫の履歴書には、「昭和19年2月 兵役のため退社」との記載があるので、上記の未統合記録を夫の記録として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者の記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和17年4月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

しかし、申立人の妻が提出した昭和62年10月8日付けの申立人の履歴書には、「昭和17年4月 A社B事業所に入社」という記載があることから、申

立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、厚生労働省の資料によると、申立人の昭和 19 年 2 月 5 日から 20 年 9 月 30 日までの軍歴が確認でき、上記履歴書の「昭和 19 年 2 月 兵役のため退社」という記載と符合する。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の A 社 B 事業所における資格取得日は昭和 17 年 4 月 7 日、資格喪失日は 19 年 2 月 5 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、30 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和40年9月にA社に入社して、平成20年3月31日に定年退職するまで退職や再就職はしていない。しかし、昭和48年4月1日付けでB工場からC工場に転勤した際の同年3月分の年金記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事異動社報、辞令簿及びC工場編成人員表等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和48年4月1日に同社B社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、納付したかどうかは不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和48年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年5月1日まで

私は、平成7年10月1日から、A社（現在は、B社）において勤務しており、給与明細書において厚生年金保険料が控除されているのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書によると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間のうち、平成7年10月から同年12月までの期間及び8年2月から同年4月までの期間について、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められるとともに、同年1月についても、前後の月の保険料の控除の状況などから判断すると、保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額から、24万円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における資格取得日が平成8年5月1日となっており、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月12日

私は、現在A社に在職中であるが、平成15年8月に賞与として30万円を支給され、厚生年金保険料として2万370円を控除されたが、日本年金機構の記録では、当該賞与における標準賞与額が3万円と記録されているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書及び平成15年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「標準賞与額を3万円として届出を行ったかどうかは不明であるが、健康保険・厚生年金保険標準賞与決定通知書で標準賞与額が3万円となっているので、その額に相当する保険料しか納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、14年8月から15年8月までは34万円、同年9月から17年8月までは36万円、同年9月から18年8月までは38万円、同年9月から19年6月までは41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の、平成14年8月から16年6月までは20万円、同年7月から19年6月までは24万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、14年8月から16年4月までは36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は38万円、同年8月から17年1月までは36万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月から18年3月までは36万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月から同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月から19年3月までは38万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月5日から19年7月1日まで

私は、平成14年に(株)A社に入社した時から退職するまで、給与額より低い額で標準報酬月額が届けられていた。21年8月21日に事業主から標準報酬月額の訂正届が出され給与支給額に準じた標準報酬月額に訂正されたが、申立期間は、時効により給付に反映されないことから、将来の年金につながるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成14年8月から16年6月までは20万円、同年7月から19年6月までは24万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年8月に、事業主から厚生年金保険被保険者資格取得報酬訂正届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、14年8月から15年8月までは34万円、同年9月から17年8月までは36万円、同年9月から18年8月までは38万円、同年9月から19年6月までは41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、(株)A社及び申立人から提出された申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書から、平成14年8月から16年4月までは36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は38万円、同年8月から17年1月までは36万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月から18年3月までは36万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月から同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月から19年3月までは38万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適切に手続を行っていなかったことを認めており、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得報酬訂正届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月に社会保険事務所（当時）に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社F工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年7月11日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月10日まで

私は、昭和18年5月半ばから20年8月10日頃まで、A社（現在は、B社）で勤務していた。当初はC地区の本社工場にあったD事業所で従事していた。本社工場が爆撃を受け、E地区のF工場に異動したが、戦火が激しくなり、さらにG県のHかIに移転することになり、私の荷物も車に積まれて運ばれていったが、そのすぐ後に激しい空襲があり、故郷に戻った。

このA社で勤務していた期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、基礎年金番号に統合されていない申立人と氏名（旧姓）及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

なお、当該未統合記録においては、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、同資格喪失日に係る記録は無い。

また、申立人は、「上司からG県へ行くので荷物をまとめるように言われ、荷物は車で運ばれた。私もG県へ行くつもりであったが、激しい空襲があり、故郷に戻った。」と供述しているところ、被保険者名簿に記載されている当該事業所の元従業員に照会し、回答のあった者のうち4人が、「終戦の少し前にG県J郡H町（現在のH市）に疎開していた。」と申立人と同様の供述をしており、そのうちの二人は、被保険者名簿の資格喪失日欄には昭和20年7月11

日、備考欄には「Hへ赴任」との記載があり、当該資格喪失日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法の定めにより、女子労働者は、昭和19年6月1日から被保険者として適用が開始されたものの、保険料の徴収は準備期間を置いた後の同年10月1日からとされており、年金給付の対象期間は同日からとされる取扱いとなっている。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の当該事業所における同被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年7月11日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年7月11日から同年8月10日までの期間については、申立人は、「私もG県へ行くつもりであったが、激しい空襲があり、故郷に戻った。」と供述していることから、申立人が当該期間においてA社で勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年10月1日まで

私が、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間もそれ以前と同じ保険料が控除されていたにもかかわらず、控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より年金記録の標準報酬月額が低いことが分かった。申立期間に係る給与明細書の写しを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主から提出された申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、事業主は、申立人のA社C事業所における資格取得時の報酬月額を10万4,000円として届け出たと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 28 日から 40 年 3 月 8 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 14 日から 42 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 6 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 5 月末に A 社を退職後、同年 8 月から B 社で勤務し、同社を退職した直後の 48 年 2 月 3 日に C 市へ転居したので、同月 16 日に脱退手当金を支給した記録となっているのはおかしいし、受け取っていないので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における全被保険者について調査したところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 47 年 6 月 1 日）の前後 4 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者は申立人を含めて 6 人であるところ、申立人以外の 5 人の中に脱退手当金の支給記録を有する者はいない上、当時の事務員によると、「脱退手当金の説明を行っていないし、代理請求も行っていない。」と回答していることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間①の前の D 社に係る被保険者期間及び申立期間④の後の B 社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、6 回の被保険者期間のうち、最初及び最後の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定日（昭和 48 年 2 月 16 日）の 14 日前まで B 社に係る厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、当該

支給決定日の約2か月後の同年4月から国民年金保険料を現年度納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を44万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月30日

平成19年7月の賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)に賞与支払額の届出を行っていなかったとのことなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、44万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の申立てを行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年9月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和19年10月から20年4月までは40円、同年5月から同年8月までは50円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月30日まで  
私は、昭和19年4月にA社に入社し、20年9月末頃まで勤務した。

しかしながら、A社で勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「終戦後、決算業務を終えた昭和20年9月末頃にA社を退職した。」と供述しているところ、i) A社は、「当時の当社の決算期は3月及び9月であった。」と回答していること、ii) A社の元従業員が、「終戦後すぐに退職したかったが、昭和20年9月の決算期を乗り越えるまでは、とても辞められるような雰囲気ではなかった。」と証言していることなどから、申立人の供述には具体性が認められ、かつ、申立人が主張する厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当時の状況とおおむね符合することから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録により、基礎年金番号に統合されていない申立人と氏名(旧姓)及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合記録においては、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保

険者資格を取得している記録は確認できるものの、同資格喪失日に係る記録は無い。

さらに、上記の被保険者名簿によると、複数の元従業員についても、当該事業所における資格喪失日の記載が無いことから、保険出張所（当時）の記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

なお、厚生年金保険法の定めにより、女子労働者は、昭和19年6月1日から被保険者として適用が開始されたものの、保険料の徴収は準備期間を置いた後の同年10月1日からとされており、年金給付の対象期間は同日からとされる取扱いとなっている。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における同被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年9月30日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和19年10月から20年4月までは40円、同年5月から同年8月までは50円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から50年3月まで

私は母親と兄の3人で家業のA店をB市C区で営んでおり、母親が家計を預かっていた。私が20歳になった時、母親が役所で加入手続を行ってくれて、国民年金に加入した。その後、母親が兄と私の二人分の国民年金保険料を支払ってくれていた。一緒に支払っていた兄の納付記録はあるのに、私の納付記録が無いことに納得できない。詳しく調査して、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月にB市D区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日より、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、昭和50年4月から51年3月までの保険料を52年4月に過年度納付した記録が確認できるものの、申立期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間

の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、昭和51年3月に結婚し、翌月にA市B区役所で手続を行い国民年金に加入した。その後、同区役所から定期的送られてくる納付書によりC銀行（現在は、D銀行）E支店で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫は納付済みとなっているのに私の納付記録が無いことに納付できないので、詳しく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月頃に国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に国民年金保険料を定期的に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるのに対し、申立人の夫の同手帳記号番号は51年8月に払い出されており、夫婦間で加入時期が異なっていることから、申立人は、その夫と一緒に保険料を定期的に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることになるが、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の氏名について、旧姓を含め複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、加入手続については覚えていないが、私の夫が国民年金制度の発足した昭和36年4月から欠かすことなく、夫婦及び一緒に住んでいた義弟の3人分の国民年金保険料を毎月、納付書で納付してくれた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降、申立人夫婦及び義弟の3人分の国民年金保険料を、申立人の夫が、毎月、納付書で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月に申立人夫婦及び義弟と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和40年4月以降の国民年金保険料を納付済みであることが、オンライン記録により確認でき、国民年金の加入手続を行った時点で、時効期限内で納付可能な期間の保険料を遡って納付しているものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から平成元年3月までの期間及び同年9月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から平成元年3月まで  
② 平成元年9月から2年3月まで

私は、A県B市に在住していた昭和46年頃に妻の勧めもあり、将来を考えて国民年金に加入し、近所の金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していた。50年にC市に転居してからは、同市内の金融機関で保険料を納付し、その後、54年にD市E区に転居してからも、同様に近所の金融機関で保険料を納付してきた。

一緒に保険料を納付してきた妻は納付済みとされている期間があるのに、夫である私が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年頃にB市役所で国民年金に加入し、50年頃からC市に、また、54年頃からD市E区に居住しており、申立期間①及び②のいずれの国民年金保険料についても、納付書により金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月に申立人の妻と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃に加入したものと推認されることから申立内容とは符合しない上、当該加入時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、過年度納付が可能であった期間についてもオンライン記録で納付記録は見当たらず、申立人からも遡って納付したとする主張は無い。

また、申立期間②について、D市の国民年金収滞納一覧表で現年度納付され

た形跡は見当たらず、オンライン記録でも過年度納付が確認できない上、一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間②のうち、納付が確認できるのは、元年12月の国民年金保険料を平成4年1月に過年度納付した記録のみとなっており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする事情は見当たらない。

さらに、申立人について、申立人が申立期間①及び②当時に在住していたA県及びF県内において複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、また、12年4月から14年3月までの保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月から14年3月まで

私が大学生であった申立期間については、平成11年5月頃、母親が国民年金保険料の免除手続を行ったはずである。申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった申立期間について、平成11年5月頃、申立人の母親が国民年金保険料の免除手続を行ったはずであると主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除を受けるためには、毎年、申立人の両親及び申立人の所得状況等の関係資料をA市に提出し、保険料免除基準に該当することが必要であるが、申立人の母親が申請を行ったのは1回のみであったとしており、申立内容とは符合しない上、オンライン記録において、申立期間の保険料が免除（納付猶予）されたことを示す記録は見当たらないことから、申立期間の保険料は免除（納付猶予）されていなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除（納付猶予）されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除（納付猶予）されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除（納付猶予）されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から57年3月まで

私は、60歳になった平成21年頃、年金記録の通知が届いたので確認したところ、480か月の国民年金保険料を納付しているのに、記録では323か月となっていることが分かった。

国民年金保険料は、私が20歳になったときから母親が集金人に納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から、申立人の母親が集金人に国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年1月に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和54年10月以降は現年度保険料及び過年度保険料として納付することは可能であるが、現年度保険料については、A市が保険料の収納状況を記録している国民年金収滞納一覧表において納付した記録が見当たらず、過年度保険料については、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳で未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人は、申立期間を通してA市に居住しているところ、国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムにおいて、B県内及び申立人氏名で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から55年9月までの期間及び60年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から55年9月まで  
② 昭和60年3月から61年3月まで

申立期間①について、A社を退職後、社会保険事務所（当時）から請求書が送られてきたので、B市役所で毎月、国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、C社を退職後、D社会保険事務所（当時）から請求書が送られてきたので、同事務所で毎月保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、事業所を退職後、社会保険事務所から請求書が送られてきたので、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月25日に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳において、「初めて被保険者となった日 昭和61年4月1日」と記載されていることが確認できることから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の旧姓を含む氏名で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで  
申立期間当時、私は大学4回生で、父親が免除申請を行ってくれたのに、免除記録が無いのでよく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年当時は大学4回生であり、申立人の父親が免除申請を行ってくれたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年8月頃に払い出されており、加入手続はこの頃に行われたものと推認できるところ、同年3月16日付けで国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人の父親は、国民年金保険料の免除申請ができなかったものと考えられる。

また、申立人について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から46年3月まで

私は、昭和37年11月に結婚し、A業を営む夫とその母親との生活が始まった。結婚後、すぐに、当時、家計を担当していた夫の母親から、「国民年金保険料を払ってあげるから。」と言われたことを記憶しており、その母親が、私たち夫婦と母親自身の分の保険料を一緒に集金人に納付してくれていた。夫及びその母親には納付記録があるのに、私だけ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和37年11月頃、申立人の義母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日により昭和46年頃に払い出されていることが確認できることから、同手帳記号番号が39年4月に払い出されている申立人の夫と一緒に保険料を集金人に納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、上記の加入時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、現年度納付、過年度納付及び特例納付によることになるが、現年度納付については、B市の国民年金収滞納一覧表において納付記録が見当たらず、過年度納付及び特例納付については、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において納付が確認できない上、申立人からも遡ってまとめて保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の氏名について複数の氏名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の義母及び申立

人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成2年3月まで

私は、大学に入り親元を離れていたが、住民票はA市のままにしていた。国民年金の加入手続及び納付の時期は不明であるが、父親がB社会保険事務所(当時)で、私の国民年金保険料を2年分遡って納付してくれたはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の時期は不明であるが、申立人の父親が申立期間の保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をC県内で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入であることから、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年11月まで

私は、退職した会社から国民年金の加入について説明を受け、平成2年8月頃、自宅近くのA社会保険事務所（当時）で、国民年金の加入及び口座振替の手続を行った。私が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」に、平成2年8月26日の記載が残っている。

その後、口座振替について、不能の通知が届いたことがなく、申立期間が未納とされていることに納得できないので申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成2年8月頃、社会保険事務所（当時）に赴いて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における申立人の第3号被保険者の資格入力日から、平成8年1月頃に払い出されたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B県及び申立人の旧姓による氏名を検索条件として検索したが、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日 平成2年8月26日」と記載されていることを挙げているが、「はじめて被保険者となった日」は、その日が、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、加入手続については覚えていないが、国民年金制度の発足した昭和36年4月から欠かすことなく、夫婦及び一緒に住んでいた弟の3人分の国民年金保険料を毎月、納付書で納付していた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降、申立人夫婦及び弟の3人分の国民年金保険料を、毎月、納付書で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月に申立人夫婦及び弟と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和40年4月以降の国民年金保険料を納付済みであることが、オンライン記録により確認でき、国民年金の加入手続を行った時点で、時効期限内で納付可能な期間の保険料を遡って納付しているものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3530 (事案 1510 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 6 日から 3 年 1 月 1 日まで

私は、平成元年 2 月 1 日から同年 10 月 6 日まで、A 社に勤務し、同社が閉鎖したため、B 社に A 社の清算処理のため勤務したが、申立期間の年金記録が空白である。今回、新たな証拠として、C 事業所長の報告書を提出する。申立期間において B 社に勤務していた証拠となると考えるので、説得力のない従来の判断を速やかに訂正し、記録の回復を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料の納付済期間であることが確認できること、ii) 健康保険任意継続被保険者期間であり、申立人は 2 年間の期間満了まで同被保険者であったことが確認できること、iii) 雇用保険の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険の記録と一致すること、iv) A 社の元事業主は、「同社は法人を既に解散しており、当時の関係書類を全て処分しているため、申立人に係る資料は不明である。」と回答しており、申立人の勤務状況及び保険料控除の有無について確認できないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 22 年 3 月 15 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、申立期間において B 社に勤務したことを確認できる資料として、知人である C 事業所の報告書を提出しているが、当該報告書によると、申立期間に申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、平成 8 年 12 月 1 日に A 社に入社し、1 か月の給与は 50 万円という約束だったにもかかわらず、年金記録では、10 年 1 月 31 日に退職した月の分の標準報酬月額が 34 万円と大幅に低くなっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「1 か月の給与は 50 万円という約束だったにもかかわらず、退職月の標準報酬月額が 34 万円と大幅に低くなっていることに納得できない。」として申し立てている。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、代表取締役、取締役及び住所の判明した従業員一人に対し文書による照会を行ったが、いずれも回答がなく、申立人に係る厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

また、A 社において、平成 10 年 1 月時点の在籍者 5 人について、8 年 10 月定時決定以後の標準報酬月額の推移をみると、申立期間の 10 年 1 月は、9 年 10 月の定時決定に比べ、全員大幅に減額となっており、特に代表取締役及び代表取締役の配偶者（事務担当者）を除く 3 人はほぼ同じ状況であり、そのうち一人の 9 年 10 月の定時決定時と 10 年 1 月の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の在籍者の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月から同年 11 月まで  
② 平成 5 年 10 月から 6 年 5 月 1 日まで  
③ 平成 14 年 7 月から 15 年 2 月まで

私は、昭和 59 年 5 月から同年 11 月までの期間について、A 社に継続して勤務していたのに厚生年金保険の記録が欠落している。

また、平成 5 年 10 月から 9 年 9 月 28 日までの期間は B 社に継続して勤務していたのに一部の厚生年金保険の記録が欠落している。

さらに、平成 14 年 7 月から 15 年 2 月までの期間は C 事業所で勤務したのに、厚生年金保険の記録が欠落しており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社から提出のあった申立人に係る「職員情報」によると、申立人は昭和 59 年 3 月 15 日に A 社に入社し、60 年 3 月 8 日に退職していることが確認できる。

しかしながら、上記「職員情報」を見ると、申立人の D 協会の登録日は昭和 59 年 4 月 2 日であり、退職時の職名は E であることが確認できる。これについて、A 社では、「当社では、同協会への登録日から 3 か月間は厚生年金保険には加入させておらず、3 か月後に職名が F から G になった時に社会保険、雇用保険の加入手続を行うが、E の場合は、社会保険等には加入させていない。申立人の場合、厚生年金保険の加入記録が無いのは、申立期間当時の人事記録、厚生年金保険の資料が無いのではっきりしたことは分からないが、雇用保険の記録が無く、勤務期間も約 1 年と短いこと、退職時の職名も E であることから、当社では厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和59年3月1日から同年12月1日までの間に被保険者資格取得者は29人いるが、その中に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人については、申立期間にH社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

- 2 申立期間②について、B社によると、「人事記録、賃金台帳は保管期限が5年間となっており、当時の資料は無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除については確認できない。」と回答している。

また、B社の厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員17人について、住所が判明した5人に文書照会をしたところ4人から回答を得たが、そのうち3人は、「申立人は勤務していたが、勤務期間は分からない。」旨供述しており（残り一人は申立人を知らないと供述）、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、B社の社会保険業務の委託先である経営労務事務所から提出のあった雇用保険台帳を見ると、申立人の雇用保険被保険者資格取得日は平成6年5月1日であることが確認でき、公共職業安定所によると、申立人の雇用保険被保険者資格取得日も同日であり、これらは、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人については、申立期間において、国民年金保険料の納付記録が確認できる。

- 3 申立期間③について、事業所名簿検索によると、C事業所という事業所名は確認できない上、申立人は、同事業所における同僚等の名前を覚えていないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人については、申立期間において、国民年金保険料の納付記録が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 50 年 6 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書に記載された給与額と大きく異なっているため、給与明細書に基づく標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持している給与明細書により、申立人は申立期間（昭和 44 年 8 月、同年 9 月、同年 10 月、45 年 12 月、47 年 3 月、同年 4 月、同年 5 月、同年 6 月及び同年 8 月を除く。）において、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月収入（支給総額）を得ていたことは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月から 50 年 6 月までの期間については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致することが確認できる上、給与明細書が無い 44 年 8 月及び同年 9 月についても、44 年の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料額から算出した厚生年金保険料額がオンライン記録上の標準報酬月額に見合ったものであることが

確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、同社人事部は、「国に届け出る報酬月額は、給与の支給総額ではなく、基準賃金のみにしていただろう。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月頃から40年8月頃まで

私は、昭和38年8月頃から40年8月頃まで、A施設の南隣にあったB事業所で勤務したのに年金記録に欠落がある。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年8月頃から40年8月頃まで、B事業所において勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、所在地を管轄する法務局において、B事業所に係る商業登記は見当たらない上、申立人は事業主及び元同僚の氏名並びに事業主が経営していたとする関連事業所の名称を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

さらに、オンライン記録及び事業所名簿検索において、申立人が記憶する事業所の所在地付近において、類似する名称のC社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間に同社に係る被保険者資格を有し、所在が確認できた7人に申立人の勤務実態等について照会し、5人から回答があったものの、申立人を記憶している者はいない上、当該5人が記憶する同社の事業内容と申立人が記憶する事業内容とは一致しない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月8日から同年5月18日まで  
② 昭和21年11月11日から22年2月18日まで  
③ 昭和22年3月頃から同年8月10日まで

私が所持している船員手帳には、A社のB丸（申立期間①）、C社のD丸（申立期間②）とE丸（申立期間③）に乗船した期間の記載があり、海運局の承認も受けている。

また、船員手帳は、国土交通省が乗船期間を証明しているもので、当然船員保険の加入が義務付けられているにもかかわらず、私の年金記録が欠落していることに納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立期間①にB丸、申立期間②にD丸、申立期間③にE丸に乗船していたことは確認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であり、同手帳に記載のある雇入期間は、船員保険の加入期間と必ずしも一致するものではない。

申立期間①については、申立事業所の後継会社である株式会社Fは、当時の関係資料を保管していないため、申立人の勤務実態、船員保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人と同じくB丸に乗船していたとする元同僚の一人は、昭和20年12月から乗船していたと証言しているが、B丸における船員保険被保険者名簿によると、当該同僚の船員保険被保険者資格取得日は、昭和21年4月19

日であり、乗船日と資格取得日が約4か月相違している。

申立期間②については、申立人の船員手帳に記載されているD丸の船長の船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間②における被保険者記録は確認できない上、昭和21年11月頃、申立人と一緒にD丸に乗船したと証言している元同僚についても、申立期間②の船員保険被保険者記録が確認できない。

申立期間③については、申立人が雇い入れられたC社H支社に係る船員保険被保険者名簿によると、同社が船員保険の適用事業所となったのは、昭和23年11月1日であり、申立期間③において、当該事業所は、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の船員手帳に記載されているE丸の船長の船員保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間③における船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立人と同じく昭和22年3月からE丸に乗船したとする元同僚についても、申立期間③の船員保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間②及び③については、C社の後継会社であるG社は、当時の関係資料を保管していないため、申立人の勤務実態、船員保険料の控除等について確認することができない。

申立期間①、②及び③については、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立事業所における船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所の船員保険被保険者名簿において、申立期間における船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月30日から25年5月9日まで  
私は、昭和23年1月ごろから26年8月ごろまで、A社（現在は、B社）で仕事をしてきたが、年金記録は25年5月9日から26年8月30日までしかないので調査の上記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚は、申立人が同社で勤務していたことを証言しているものの、申立人の勤務期間の特定はできない。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は、昭和23年5月1日であり、申立期間のうちの一部は、適用事業所になる前の期間であることが確認できる

さらに、申立人は、「姉と同時期にA社に入社し、同じ仕事をしていた。姉は、私が同社を退職した少し後まで働いていた。」と主張しているが、申立人の姉の同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人は、「私の姉は既に死亡した。」と供述しているため、申立人の姉から同社における厚生年金保険の加入状況等を聴取することができない。

加えて、A社の当時の社会保険事務担当者は、「私は、昭和24年10月頃にA社に入社した。」と証言しているが、オンライン記録によると、上記事務担当者の厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人と同日の25年5月9日で、入社時期と資格取得日が約7か月相違していることが確認できる上、上記事務担当者は、「当時の厚生年金保険への加入に関する取扱いについては覚えておらず、私の資格取得時期が遅れている理由も分からない。」と証言している。

その上、B社は、「当時の関連資料は保存されていないため、申立人の厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険

料の控除について確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月頃から26年4月頃まで  
② 昭和27年8月頃から28年2月頃まで  
③ 昭和28年8月1日から29年10月頃まで  
④ 昭和31年12月頃から32年8月1日まで  
⑤ 昭和62年8月頃から同年12月1日まで

私は、申立期間①にA社（現在は、B社）で三交代として従事、申立期間②にC社（D課）に保証人等をそろえて正規入社して勤務、申立期間③にE社F事務所に父親の紹介で入社して勤務、申立期間④にG事業所で現場へ配達する業務に従事、申立期間⑤にH社で勤務したのだが、それぞれの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張しているところ、当該期間にA社で厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員14人に照会し、8人から回答を得たところ、そのうちの一人は、「申立人は、期間は特定できないものの私より少し遅れて入社してきて、しばらく同じ業務に従事した。」と証言している。

しかしながら、当該元従業員は、「申立人の待遇については不明である上、当時、A社においては臨時工制度があった。私自身も入社当初は臨時工であり、約半年後に正規工になり厚生年金保険に加入した。」と証言しているところ、B社は、「現存する工員解雇簿、臨時工雇入簿、工員名簿及び年金資格取得喪簿において、申立人の記録は確認できない。」旨回答している。

また、申立人は、「災害により、工場が稼働不能になったため、被災後しばらくして退社した。」と供述しているところ、災害の発生は昭和25年9月

\*日であり、申立期間①の始期から約7か月後である。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C社に勤務していた。」と主張しているところ、当該期間にC社で厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員30人に照会し、19人から回答を得たうちの一人は、「申立人は、D課に勤務していた。」と証言している。

しかしながら、上記元従業員19人のうちの4人が、「申立期間当時において臨時工制度があった。」と証言しており、申立人を記憶する元従業員も、「私の入社時期は忘れてしまったが、私も申立人も臨時工であった。」と証言している。

また、C社は、「申立期間の記録及び資料を保管していないので、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「E社F事務所に勤務していた。」と主張しているところ、当該期間にE社F事務所で厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員10人に照会し、7人から回答を得たうちの一人は、「詳細な勤務実態は分からないが、申立人を記憶している。」と証言している。

しかしながら、上記元従業員7人から、当該期間における申立人の厚生年金保険料控除をうかがわせる証言は得られない。

また、申立人は、「E社F事務所では、期間工雇用であったと思う。」と供述しているところ、E社は、「期間工制度における記録及び資料は保管していないので、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、E社F事務所に係る厚生年金保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「KバスL停留所付近にあったG事業所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、G事業所は事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、当該事業所は申立人の供述から判断すると、M社であると推認できるところ、同社は現存するものの、現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、M社の役員である申立期間当時の事業主の親族は、「申立期間当時の記録及び資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であるが、母親から聞いたところによると、申立期間当時、G事業所は個人事業所であって、従業員もほとんどおらず、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言している。

5 申立期間⑤について、申立人は、「当該期間において、H社に勤務していた。」と主張しているところ、同社は、「申立人の氏名が従業員住所録において、昭和57年5月18日から59年1月10日までの期間について記録されていることから、当該期間における申立人の在籍は推認できるが、それ以外の記録については、保管している29年から現在までの厚生年金保険関係記録において確認することはできない。」と証言している。

また、申立期間⑤にH社で厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員10人に照会し、2人から回答を得たものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人のH社における雇用保険被保険者記録については、同社が在籍確認できると回答する上記期間については確認できるものの、申立期間⑤における同被保険者記録は確認できない。

加えて、Nサービスセンター保管の所属各社の記録によると、申立人のH社における昭和57年5月18日からの在籍記録は確認できるものの、申立期間⑤の在籍記録は確認できない。

6 このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 9 日から 47 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 11 月 8 日に A 社を退職し、翌日の同年同月 9 日付けで B 事業所に C 職として採用となったが、D 職として共済組合員になるまでの 2 か月間は厚生年金保険に加入していたと記憶している。しかし、46 年 11 月 9 日から 47 年 1 月 1 日までの 2 か月間の厚生年金保険の加入記録が抜けている。詳しく調べて、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E 社 F 支店は、申立人が、昭和 46 年 11 月 9 日から 47 年 1 月 25 日までの期間について C 職として在籍していたことを証明しており、申立人が、申立期間において、B 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が、「1 年程先輩で自身と同様に C 職から D 職になった。」と供述する元同僚についても、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

また、別の元同僚は、「私の元部下に、申立人より 1 年程先輩（申立人が供述する上記元同僚）がいる。今回の件で照会したところ、同氏は昭和 45 年 9 月 1 日に D 職に任用されたが、その前の 2 か月間は C 職となっており、『厚生年金保険には加入していなかったようだ。年金加入記録の通知にも 2 か月の記録は無く、加入手続がされていないと判断して、申立てなどはしなかった。』と言っていた。」と証言している。

さらに、別の元同僚は、「申立人が供述した元同僚は C 職として採用され、その後、初等部訓練を行った上で本採用になったと思う。」と証言している。

加えて、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間前後において健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわ

せる事情は見当たらない。

その上、申立人には、申立期間における雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に平成 2 年 6 月から勤務し、3 年 6 月末日に退職したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとされている。給与は毎月末日に支給されていたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に平成 3 年 6 月末日まで勤務し、同日に同社を退職した。」と主張している。

しかしながら、A社は「当社作成の被保険者名簿によると、申立人の退社日は、平成 3 年 6 月 29 日である。」と回答している上、同社が保管する申立人の退職願により、申立人は同年 6 月 29 日付けで同社を退職したことが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社が保管する雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によると、申立人の同社における離職日は平成 3 年 6 月 29 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 21 日から 49 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 21 日から 49 年 4 月 29 日まで A 社に継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が 46 年 9 月 21 日になっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も継続して A 社で勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険被保険者記録によると、昭和 48 年 4 月 1 日に B 社で被保険者資格を取得しており、申立期間内に別の事業所における勤務期間を確認することができる。

また、申立人は、申立期間当時、一緒に勤務していたとする元同僚の名前を記憶していない上、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険証の返納年月日の欄に「46. 9. 29」と記載されていることが確認できる。

加えて、A 社が C 県 D 厚生年金基金に加入していることから、企業年金連合会に申立人の加入記録を照会したところ、「申立人に係る当基金における被保険者期間は、昭和 46 年 3 月 21 日から同年 9 月 21 日までの加入記録は確認できるものの、申立期間における当基金の加入記録は無い。」と回答しており、申立人の同基金の加入記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 19 日から同年 9 月 10 日まで  
② 昭和 38 年 9 月 10 日から 43 年 2 月 29 日まで

私は、昭和 43 年 2 月末に B 社を退職し、すぐに再就職しており、脱退手当金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、受給したことになっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 5 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社及び B 社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで  
私はA社を退職後、脱退手当金を受給した記憶は無い。調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立てに係る事業所を退職後の昭和 41 年 12 月 26 日に変更処理が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 10 月 8 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 3 日まで

私は、A社を退職して結婚したので、申立期間の脱退手当金については、手続を行っていないし、受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 B中」の押印が確認できるとともに、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年10月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が勤務していたA社の被保険者名簿で、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和43年8月3日の前後2年以内に資格を喪失した者の中で受給資格のある10人のうち脱退手当金を受給している者は7人であり、そのうち申立人を含む6人は資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち二人は、退職時に会社から脱退手当金の説明を受けたと回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業所による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間（2期間）があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはないと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3544 (事案 222、1043 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 22 日から 41 年 1 月 20 日まで  
② 昭和 41 年 9 月 8 日から 48 年 2 月 21 日まで

申立期間に係る脱退手当金について、私は、国民年金に継続して加入しており同手当金を請求する意思は無かった。したがって脱退手当金裁定請求書は自身で記載していない。再々審議の上、記録の訂正を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)において、申立人に係る脱退手当金裁定請求書、退職所得申告書が保管されている上、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があること、ii) 脱退手当金裁定請求書の筆跡及び名前のふりがなは申立人のものとは相違しているが、同請求書の事業所欄には退職所得申告書に添付されている退職所得の源泉徴収票に押されているものと同じ事業所のゴム印が押されており、筆跡も近似しているところ、事業主も退職者からの依頼があれば代理請求していた可能性があるとしていること、iii) 申立期間の脱退手当金は、過去の被保険者期間全てについて請求が行われており、支給額についても計算上の誤りは無い上、厚生年金保険資格喪失日から支給日までの期間は約4か月である等、一連の事務処理に不自然さほうがえないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 11 月 5 日付けで通知が行われている。

また、その後申立人は、申立事業所に在籍中の昭和 47 年 12 月\*日から産休に入り、48 年 6 月に退職を申し出るまで、当該事業所には一度も行かず、同社から連絡も無かったため脱退手当金の手続はしていないし、受領してもしない

い。当時は、今回提出した夫名義の預金通帳以外に取引口座は無く、特別高価な買い物をしたことも無いので、退職金と脱退手当金を受け取ったならば、必ずその口座に入金したはずなのに、その入金が無い。また、当時、夫は仕事が忙しく家にいることが少なかったので、郵便物を開封することは無く、夫も脱退手当金を受領していないと主張し、再度、申立期間の申立てを行ったところ、申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、「振込希望金融機関店舗名」等は記載されておらず、申立人に係る脱退手当金裁定伺の送金先銀行の欄に「A銀行 B支店」と記載されていることから、社会保険事務所が指定した銀行（A銀行 B支店）での隔地払いにより、支給されたものと考えられること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 11 月 2 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たな資料等を提出することなく、「申立期間に係る脱退手当金について、私は、国民年金に継続して加入しており同手当金を請求する意思はなかった。したがって脱退手当金裁定請求書は自身で記載していない。」と主張しているところ、申立人に係る国民年金記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の同記号番号は昭和 50 年 8 月 8 日に夫と連番で払い出されており、当時、自営業を開始したとする夫ともに 49 年 5 月 1 日からの国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できるが、申立人の 41 年 1 月 20 日から同年 9 月 8 日までの期間及び 48 年 2 月 21 日から 49 年 5 月 1 日までの期間については国民年金の加入及び保険料納付に係る記録は無い。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書については、仮に申立人自身が記載したものでなかったとしても、社会保険事務所が申立人の同手当金に係る裁定請求書であると認識できるものであり、社会保険事務所は同裁定請求書の届出に従い申立人の同手当金に係る事務処理を適正に行っていることは以前からの審議において確認されている。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

このほか申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月26日から43年5月11日まで  
② 昭和44年3月29日から46年6月5日まで

年金の受給手続をした時に、社会保険事務所(当時)からA社及びB社の脱退手当金が支給済みであることを初めて知らされた。

脱退手当金が支給決定されたと記録されている昭和46年12月頃は、義母の世話をしながらパート勤務をしていた。

脱退手当金は受け取った覚えが無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和46年12月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで  
私はA事業所を退職後、脱退手当金の支給を受けた記憶が無いため、年金記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 33 年 10 月 1 日）から約 2 か月後の同年 11 月 26 日に支給決定がなされているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から計算した当該脱退手当金の支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 21 日から 40 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 3 月 20 日から 43 年 2 月 15 日まで  
③ 昭和 45 年 5 月 21 日から 46 年 1 月 31 日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社に勤務していた。申立期間の脱退手当金は支給されたこととなっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には申立人の実家の住所地（当時）の記載及び「受付 46. 5. 21」、「再受付 46. 6. 21」の押印が確認できるとともに、脱退手当金計算書には「46. 7. 6 会計係」の押印が確認できることから、申立期間の脱退手当金は、社会保険事務所（当時）の窓口で昭和 46 年 7 月 6 日に支給されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間（2 期間）があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはないと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 10 月 26 日から 41 年 2 月 11 日まで

私は、昭和 41 年 2 月 11 日に家族の面倒を見るために A 社を退職し、その約 4 か月後に B 社及び A 社で勤務した期間の脱退手当金を受給したことになる。

しかし、私はこれらの脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 6 月 17 日に支給決定されている上、申立人に係る A 社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 11 日から 43 年 1 月 11 日まで

私は、A社を退職後、B社（現在は、C社）の営業社員の紹介で同社に入社した。

昭和 41 年 11 月に結婚し、妊娠を理由に 43 年にB社を退職したが、脱退手当金という言葉も知らなかったし受給した記憶も無いので、年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書において、オンライン記録と一致する脱退手当金支給額及び支給年月日の記載が確認できる。

また、申立人は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和 43 年 3 月 28 日に脱退手当金の支給決定が行われているところ、同社において、39 年 4 月 3 日から同年 7 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した女性で、41 年 3 月から 45 年 1 月までに被保険者資格を喪失して脱退手当金の受給資格がある者（申立人及び同社退職直後に他社で資格を取得している者を除く。）19 人中 12 人に支給記録が確認でき、そのうち9人は資格喪失日から4か月以内に支給決定が行われていることが確認できるほか、当該9人のうち所在が確認できた6人に照会したところ、4人が「会社の代理請求により脱退手当金を受給した。」と回答していることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことが

えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3550

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月15日から32年3月5日まで  
② 昭和32年3月5日から37年1月25日まで

私は、申立期間には結婚のためA県からB市に転居し、当時の状況はあまり覚えていないが脱退手当金の制度は知らなかったので確認願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の備考欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3551

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 30 日まで  
私の年金記録によると、A社で勤務した期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、申立人の脱退手当金について、支給額、取得日及び喪失日など明確に記載されている上、支給決定日は昭和 44 年 5 月 30 日であることが確認でき、これらの記録はオンライン記録とも一致する。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱支給済」の記載が確認できるなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 4 月 9 日まで  
② 昭和 44 年 1 月 17 日から 45 年 2 月 1 日まで

年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名、押印並びに生年月日、住所、申立期間①及び②に係る事業所名の記載が確認できる上、脱退手当金の送金先には上記住所地の最寄りの銀行支店名が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 4 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、昭和 43 年 11 月 1 日から同年 12 月 30 日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、上記裁定請求書には当該期間に係る事業所名の記載は無い上、当該未請求期間、申立期間①及び②に係る事業所を管轄する社会保険事務所（当時）がそれぞれ異なっていることなど当該未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 13 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、A社を退職当時、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、脱退手当金の制度を知らなかった。脱退手当金を請求した記憶も無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月5日から29年8月22日まで

私は、昭和25年3月5日から29年8月22日まで、A社B工場に勤務したが、年金記録によると、その期間について脱退手当金が支給されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社によると、「資料は残っていないが、当時を知る退職者に確認したところ、申立期間当時、脱退手当金の代理請求及び代理受領を行っていた。」と回答している上、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人の整理番号の前後50人のうち、申立人の資格喪失日前後5年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性従業員が24人確認できるところ、申立人を含む12人に脱退手当金の支給記録があり、うち9人が同資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、給付種類欄に「脱」、支給額欄に「7,449」及び備考欄に「脱29101代理請求」の表示が確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社B工場に係る被保険者名簿において、申立人の欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 11 月 1 日に A 事業所に就職し、46 年 5 月 31 日まで同医院に勤務したが、脱退手当金を受け取った記憶は無いのに、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、昭和 46 年 6 月 1 日付けの受付印及び同年同月 4 日付けの現金支払済印が確認できる上、同裁定請求書の裏面（退職所得の受給に関する申告書）には、申立人は給付金の受領を B に委任し、脱退手当金を同氏が代理受領したことが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 日後の昭和 46 年 6 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 21 日まで  
結婚に伴いA社を退職したが、脱退手当金を受給した記憶が無く、脱退手当金の制度についても知らなかったので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名及び押印が確認でき、「退職所得の源泉徴収票」が添付されている。

また、社会保険事務所（当時）が脱退手当金の支給額の算定経緯を記録した脱退手当金計算書から、その支給日（昭和 43 年 8 月 13 日）当時の申立人の住所地の最寄りの銀行に脱退手当金が送金されたことが確認できる上、同計算書に押印された「小切手交付済 43. 8. 13」の日付は、脱退手当金の支給日と一致する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、上記脱退手当金裁定請求書の受付日（昭和 43 年 7 月 19 日）から約 1 か月後の同年 8 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月5日から36年7月1日まで

A社の事務所がB市からC市に移転したため、通勤が大変で、私は病気になって出勤することができず、会社に連絡することもできないまま退職した。当時、夫は海外勤務中で、私の代わりに会社に連絡してくれる人も無く、一時金も退職金ももらっていない。脱退手当金の制度すら知らず、もらった記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社に係る資格喪失から約25年後の昭和61年4月に国民年金第3号被保険者として加入するまでの間、厚生年金保険や国民年金に加入した記録が見当たらないことから、申立人が脱退手当金を受給していることが不自然であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。